

審 査 基 準

令和4年3月15日作成

| |
|---|
| 法 令 名 : 銃砲刀剣類所持等取締法 |
| 根 拠 条 項 : 第5条の4第3項 |
| 処 分 の 概 要 : 技能検定合格証明書の書換え又は再交付 |
| 原権者 (委任先) : 山口県公安委員会 |
| 法 令 の 定 め : <ul style="list-style-type: none">・ 銃砲刀剣類所持等取締法第5条の3第3項 (猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会)・ 銃砲刀剣類所持等取締法第5条の4第3項・ 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条 (届出及び申請の手続)・ 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第22条 (講習修了証明書の書換え又は再交付の申請)・ 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第25条 (合格証明書の書換え又は再交付の申請) |
| 審 査 基 準 : |
| 標 準 処 理 期 間 : 3日 (書換えにあつては1日) |
| 申 請 先 : 所轄警察署生活安全課 (係) |
| 問 い 合 わ せ 先 : 山口県警察本部生活安全企画課又は所轄警察署生活安全課 (係) |
| 備 考 : |